

# フロンガス排出抑制法と機器点検・廃棄について

フロン排出抑制法とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律で、第一種特定製品が対象です。本製品は第一種特定製品でフロン排出抑制法の対象機種です。

第一種特定製品とは、

- ・フロン類が使用されている業務用エアコンや空調機器
- ・業務用の冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵または冷蔵の機能を有する自動販売機を含む）など

●第一種特定製品の管理者（所有者）には、定期点検が義務付けられています。

- ・定格出力※1が7.5kW以下の機器は、3カ月に1回の簡易点検が求められます。
- ・簡易点検では、機器を分解せず、目視等安全に点検できる方法で点検を行ってください。また、点検時は下記事項の記入もお願いいたします。

※1.圧縮機の出力の事、本機銘版に記載されていますので参照願います。

## 基本事項

- ①管理者（所有者）の氏名または名称、法人にあっては実際に管理に従事する方の氏名を含む。
- ②機器の所在および機器を特定するための情報。
- ③初期充填量（機器に充填されているフロンの種類およびその量）

## 点検に関する事項

- ①簡易点検を行った旨（チェック項目など）、点検年月日。

※点検の記録は、裏面の簡易点検表をご活用ください。機器の廃棄後も3年間保存してください。

## ●本製品の廃棄について

本製品にはフロンガスが使用されており、フロン排出抑制法における第一種特定製品です。廃棄する際は、機器に充填されているフロンガスを第一種フロン類充填回収業者に依頼し、回収するとともにその事実がわかる書類（引取証明書等）の写しを作成し、廃棄物・リサイクル業者に機器と一緒に渡してください。

## ●フロン抑制法関連の情報

詳しくは、下記をご覧ください。

フロン排出抑制法ポータルサイト  
<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



都道府県のフロン排出抑制法担当部局  
<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>



